

- 「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」には、民間団体との協働等について以下のとおり規定
  - ・ 民間団体による支援活動の特長を生かし、行政と民間団体が協働しながら女性支援を推進していくことが必要
  - ・ 基本計画策定に当たっては、NPO法人等の民間団体等関係者からの意見を幅広く聴取するよう努めなければならない
- 計画策定に当たり、多様な民間団体等から幅広く意見を聴取
  - ・ 第3回委員会では、4団体からヒアリング
  - ・ その他の団体等は、個別に別途ヒアリング（10団体を予定）

## 〈委員会でのヒアリングの進め方〉

### 4団体からの説明（100分：25分×4団体）

- ・ ヒアリングシートに基づき、各団体から事業内容や行政機関との連携等について説明（20分）
- ・ 委員からの質問（5分）

→ ヒアリング後に、民間団体を交えて民間団体との協働等について議論（30分）

### 議論に当たっての視点

- 民間団体による支援活動の特長・強みを生かした、行政と民間団体との協働
- 女性支援に取り組む団体が地域で育成されるために必要な条件や要素